

## 引当金設定をめぐる諸問題

待鳥邦男

### 目 次

- I はしがき
- II 引当金の意義と内容
- III 負債性引当金
- IV 商法上の特定引当金
- V 会計上の特定引当金
- VI むすび

### I はしがき

引当金は、発生主義会計の特質を示す重要な概念である。発生主義により、適正な期間損益を計算するためには、当期の発生費用を実現収益に合理的に対応しなければならない。

継続企業における期間損益計算を基盤とする近代会計では「実現費用」のみならず、将来において確実に発生することの予測できる見積費用を計上することにより、適正な期間損益を計算しなければならない。

引当金は、その年度の収益の負担に属する将来的な損費の見積り計上にさしての相手勘定であり、不特定資産を拘束し、支払準備の留保額である。

引当金の語源は英語の Reserve であるともいわれている。リザーブとは準備

または留保ということであり、不特定資産の準備を意味する。

沼田教授は、引当金の語源を次のように述べられている。「周知のように引当金はドイツ語の Rückstellung の訳語として生れた言葉である。シュマーレンバッハを主宰とした動態学派によって 1910 年以後に会計用語として出現したかと思われる。Rück とは差引くこと、Stellung とは保留することで、損益計算上、損失として利益から差引き、財産計算上、留保したものが引当金である。」<sup>(注)</sup>

修正企業会計原則は「注解 18」において、負債性引当金の要件として、①支出発生の確実性 ②原因事実の当期との因果性 ③計上金額の合理性を示し、特定引当金と区別しなければならないとしている。これは旧原則が 1 年基準にもとづく負債性引当金の分類を示すのみで、その定義や概念を明らかにしなかった不備を補うもので、まず負債性引当金の概念を明確化して特定引当金との区別を容易にしようとしている。しかし、その区別は、社会の変化により、また企業事情によって異なってくる。

従来、引当金と積立金と準備金はよく混同され、実務上は極めて不統一に理解されている。そこで商法上の特定引当金、税法上の準備金と会計理論上の引当金の概念を明らかにせんとするものである。

<注> 沼田嘉穂教授・企業会計 1975 年 1 月号 P. 4

## Ⅱ 引当金の意義と内容

昭和 9 年商工省臨時産業合理局発表の「財務諸表準則」は、引当金を次のように分類している。

「引当金勘定は目的とする損失の種類に依り之を左の如く分類す。

- (イ) 特定せる資産の減価 例えは「減価償却引当金」「貸倒引当金」の如し。
- (ロ) 特定の損費 例えは「修繕引当金」「納税引当金」「退職給与引当金」の如し。

(ハ) 特殊の危険による損害 例えば「自家保険引当金」の如し。」

(イ)は評価性引当金であり、特定資産に対する相殺的な評価勘定としての性質を有する引当金である。嵐村教授は、評価性引当金を「当期収益と対応関係の認められる資産価値未確定減少額である。」<sup>(注)</sup>と述べられる。

費用は、資産の減少または負債の増加を伴って発生する。受取手形・売掛金などの債権期末残高には、次期以降において貸倒損失となる部分が含まれている。売上債権などに対応して予測できる発生費用を計上しなければならない。その予測された取立不能見込額が貸倒引当金であり、売掛金などの債権の未確定な減少を記録するものが評価性引当金である。

有形固定資産（土地などの非償却資産を除く）の取得原価は、費用配分の原則に従って、当期の費用（減価償却費）となるべき原価と、将来の費用となるべき原価とに区分されるが、減価償却費は、原則として、直接固定資産の取得原価より控除せず減価償却引当金として累積計上される。すなわち、減価償却引当金は、当該固定資産の未確定減少額である。

なお、評価性引当金の表示方法としては、(1)当該資産に対する控除項目として表示する方法、(2)貸借対照表貸方科目として表示する方法、(3)引当金を当該資産より直接控除し、純額で表示する方法などが考えられる。

旧企業会計原則は、貸借対照表原則4(1)AおよびBで、明瞭性の見地から、科目別に当該引当金を控除する形式で表示することとしていたが、修正企業会計原則は「注解17」で、商法規則（第10条第15条）と同様に、その債権または有形固定資産が属する科目ごとに控除する形式を原則とするが、次の方法によることも妨げないとして、2つ以上の科目について当該引当金を一括して記載する方法、および注記を条件として、当該引当金を直接控除し、純額で表示する方法を容認した。

<注> 嵐村剛雄教授・修正会計原則逐条詳解 P. 229

評価性引当金の表示方法（貸倒引当金の場合）

原 則	例	外
受取手形 XXX 貸倒引当金 <u>XX</u> XXX	受取手形 XXX 売掛金 <u>XXX</u>	受取手形 XXX 売掛金 XXX
売掛金 XXX 貸倒引当金 <u>XX</u> XXX	計 XXX 貸倒引当金 <u>XX</u> XXX	(注) 受取手形××および 売掛金××の貸倒見込額 が控除されている

科目別間接控除法を原則としているのは、その引当額を個々の資産からマイナスすることによって、評価性引当金であることを示し、積立金と区別せんとするものである。

貸倒引当金は、過去の確率に基づいて設定されるが、予測であり、実際額とは必ずしも一致しない。実務的には税法上の損金算入額を計上する傾向があるが、その場合は適正な貸倒見込額と税法上の限度額との差額は、性質を異にするので、企業会計原則の「注解 14」でいう特定引当金として区別しなければならない。

(ロ)は負債性引当金である。修繕引当金は将来、建物・機械設備・船舶などの修繕が予想される場合、修繕費を期間的に割り当て適正化するため、その割当額を予測して、その年度の費用に計上するとともに、将来の支出に対して準備する負債性引当金である。

修繕引当金を設定することは、期間損益計算を適確に行なうためばかりでなく、さらに月次損益計算を合理的に実施するためにも必要であって、とくに製造業においては月次製品原価を安定せしめるためにもその重要性が高い。

納税引当金は、当期の負担に属すべき税金に対するもので、実際には費用として発生済みながら法的には納入期限が到来せず、かつその納税額が確定していないため、未払金、未払費用とすることなく、負債性引当金として計上する。

未払金ないし未払費用は金額が確定しており、将来支出されることも確実であるが、引当金は将来支出されることは明らかであっても、金額は確定していない点で異なる。

退職給与引当金は、賞与引当金とともに人件費に対するもので、退職金を支給すべきことが就業規則ないしは労働協約などによって規定されている場合、将来の退職金の支払いに備えて、その準備として決算時に設定される負債性引当金である。

退職金はいっぽんに、基本給と勤続年数を要素として算定される。したがって勤務期間に対応する退職金が毎期費用として発生し、具体的には退職という事実により債務として確定することになる。しかし、退職金の支給が恩恵ないし、贈与的なもので会社の支払義務とされていない場合は、その引当額は異質のものであり、利益留保性の引当金である。

(イ)は利益留保性引当金である。自家保険引当金の性格は、負債性の引当金であるか、利益留保性の引当金であるか、その中間的性格のものであるか議論も多く、混同の生じやすいものであるが、事故の発生がきわめて偶発的であって、確実に予測できない場合は利益留保性引当金である。

### Ⅲ 負債性引当金

負債性引当金は、動態論にもとづく近代的期間損益計算思考により、各会計期間における収益に対応する費用の見返り勘定である。

旧企業会計原則（注解16）は、引当金について貸借対照表上の分類および区分表示しか示していなかったが、修正企業会計原則（注解18）では、負債性引当金の3つの計上条件を交め、その本質を明らかにし、その例を示した。

#### 1. 負債性引当金の計上条件

- ①将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起ると予想されること。
- ②当該支出の原因となる事実が当期においてすでに存在していること。
- ③当該支出の金額を合理的に見積ることができること。

以上の3つの条件のすべてを満たした場合には、その年度の収益の負担に属

する金額を負債性引当金として計上しなければならない。3つの条件のうち、どの1つが欠けても引当金の設定は正当化されない。

負債性引当金は、適性な期間損益計算の遂行上、収益に対応する費用として認められるものの見返りとしての見積負債( Estimated Liability )で、費用収益対応の原則を根拠とするものであり、不特定資産を確保し、将来の支出に備える潜在的義務である。そして一方で未払金、未払費用と区別され、他方で積立金や準備金とも区別される。

負債性引当金の第1の条件は、特定の費用たる支出発生の確実性である。負債性引当金は金額は未確定であるが、その支出は確実に起ると予想されるものであるから、発生の事実のない偶発損失に対し、主観的判断によって計上することは許されないし、費用性引当金に限定される。ここで「支出」というのは、特定の費用または収益の控除によって生ずる流動資産の減少を指す広い概念であって、現金支出を伴うと否とを問わない。また「特定費用」とは、その内容が客観的なもので、抽象的なものであってはならないことを意味するものである。

第2の条件は、支出原因の当期存在性である。ここにいう事実とは行為なり状態である。このことは当期の収益とのあいだに何らかの因果関係が認められるものでなければならないのである。有形固定資産の営業活動における継続的使用という事実が、修繕工事を必要とする原因である。有形固定資産が使用されているかぎり、将来の修繕に要する支出額の一部は当然当期に負担されねばならない。

当期に商製品が販売されたという事実が、商製品保証、割戻し、返品などの特定の費用(又は収益の控除)たる原因である。

このことは当期費用性の判断基準である。よって例えば、創業何周年記念事業の引当金のごときは、将来における支出の発生は確実であるが、収益との対応関係が明確でないので負債性引当金として計上することはできない。

第3の条件は、計上金額の合理性である。金額の合理的見積りとは、確実性

と客觀性の要求にはかならない。したがって、金額測定の正確性が著しく欠ける場合は計上することはできない。引当金の計算が合理的であることは、期間損益計算の正確性を確保するための不可欠の要件である。

## 2. 負債性引当金の例示

企業会計原則(注解18)は、負債性引当金の例として次のものをあげている。

**製品保証引当金** これは販売した商製品について一定期間無償で補修する契約をしている場合に設けられるものである。これは元来建設業の工事補償引当金から発足したもので、建設請負工事については工事完成引渡し後その工事等に関する補修義務につき契約により定めることが一般的である。勿論、その補修費は工事完成引渡し後に発生する。製品保証引当金は、収益控除の性質をもつものであるが、その繰入額は売上高控除としてではなく費用として処理される。

**売上割戻引当金** これは販売政策の一環である得意先に対するリベートの引当金である。販売競争の激化にともなって、メーカーは一定期間に多額の取引のあった特約店・代理店などに対し売上高の一定歩合についてリベートを支払うことを契約によって定めている場合がある。この場合の売上割戻引当金の繰入額は収益の控除とみることもできるし、また販売費の性格をもつものである。

**景品費引当金** 顧客に販売した製品の空箱、ラベルなどを一定数まとめて送れば景品を与えるというような約束をしている場合などの景品費に対して設定されるもので、景品費引当金の繰入額は販売促進のための費用であり、販売費である。勿論その回収率は過去の経験にもとづいて見積られる。

**返品調整引当金** 出版業、出版にかかる取次業、医薬品製造業などの特殊な業界では、注文がなくとも一方的に商品を送付し、かつ販売価格で買戻しする契約をすることがある。この場合収益の認識測定を出荷基準としていれば、その買戻しによって生ずる当期の売上利益の過大計上を防ぐために返品調整引当金を設定しなければならない。また返品調整引当金を設定するためには販売

先との間に文書による特約が必要とされているが、慣習が確立されており、事実上特約があると認められているときは特約があるものとして取扱われる。

**賞与引当金** 従業員に対する賞与は、生活給的な色彩があり、企業の利益とは関係なく一定額が支給される。これは決算期間と賞与の計算期間との不一致にもとづくもので、費用として発生しているながら、債務としては確定していない負債性引当金である。ただし、取締役などの役員に対する賞与は利益処分項目であり、引当計上することはできない。

**退職給与引当金** 前にも述べたとおり、従業員の退職にさいし、退職金の支給が労働協約や就業規則で定められているとか、退職金の支給が慣行化している場合に、退職金の支払準備として設定される引当金である。これは長期間の勤続を前提とする引当金であり、固定負債に属する引当金である。.

### 3. 条件付債務との関係

負債性引当金が、費用収益対応計算を計上根拠とするかぎり、法律的債務性はその決定的条件ではなく、その設定条件たる、支出発生の確実性、当期費用性、計上金額の合理性が満たされる場合は負債性引当金として計上しなければならないが、法律上の立場からは法的債務性の有無が重要な要因となる。条件付債務の内容はかならずしも明かではないが、会計上の負債性引当金のうち、修繕引当金、特別修繕引当金以外の引当金は一般に条件付債務とみなされる。

田中教授・久保教授は条件付債務と負債性引当金の関係を次のように述べかれている。「企業会計上の負債性引当金概念は、法律上の債務とは関係のない概念である。このことは、期間損益計算の観点からは、資産を費用の繰延部分ととらえ、したがって繰延資産の貸借対照表能力を承認することと対応する。しかしながら財産目録的貸借対照表観によれば、資産は財産価値、財産権としてとらえられ、その帰結として繰延資産は擬制資産とされたが、この思考は、負債性引当金についても、債務たる性質を有する引当金（条件付債務）と債務たる性質を有しない負債性引当金の区別を引き出す。そして債務たる性質を有する引当金は、債務たる以上必ず貸借対照表に掲記しなければならないが、債

務たる性質を有しない負債性引当金はその設定は任意であり、商法第287条ノ2は後者の設定を承認した規定であると説かれることになる。債務性の存否により負債性引当金を二分し、かつその処遇を別にする議論は正当ではない。基本条件の存在する場合は必ず負債性引当金は計上さるべきものであって、立法論としては、商法はこのことを確認すべきである。」<sup>(注)</sup>

企業会計原則はその修正にさいし、従来、負債性引当金として例示していた修繕引当金、特別修繕引当金を削除し、（財務諸表規則では、負債性引当金の例示として修繕引当金を掲げている。）、例示の末尾に「等」と表現している。このことは修繕引当金とくに特別修繕引当金を認める趣旨であると解釈される。期間損益計算の見地からは、負債性引当金の具備条件を充足する限り、法律上の債務性の有無を問わず引当計上しなければならない。

#### 4. 負債性引当金と積立金

費用の認識基準は狭義の発生主義であり、財貨、用役の費消事実にもとづいて計上される。賞与引当金や退職給与引当金は、その期に提供された労務に対するものであり、発生主義に根拠をおくものである。また商製品保証引当金や工事補償引当金などは、販売した商製品または完成引渡工事に対して、修繕引当金も有形固定資産の継続的使用によって発生した事実に対して引当が行われるものであり、費用収益対応計算に根拠をおく費用性引当金であることにその特色があり、またこの点で積立金と区別されなければならない。

引当金と積立金は、いずれもその設定によって資産の留保とねっている点に共通点を見出すことができるが、次の点で異なっている。

- (1)引当金はその期間の純利益確定前に当期費用として計上されるのに対し、積立金は決算手続後すなわち純利益確定後における利益処分項目であること。
- (2)引当金は費用の発生は確実であるが、金額的には不確定である場合にその見積りによって設けられるが、積立金はいまだ発生していない事実を予想して設けられること。
- (3)引当金は負債に準ずるものであるが、積立金は自己資本に属する。

要するに、引当金と積立金の相違は、引当金は当期に発生した事実にもとづいて設けられるが、積立金はいまだ発生していない事実を予想して設けられることである。支出発生の確実性にとぼしく、またその金額を合理的に見積ることのできない場合は、純利益確定後にその一部を留保して積立金として設ければならない。

### 5. 企業経営と負債性引当金

負債性引当金は、発生主義会計における期間損益計算の見地から引当設定されるものであり、法律上の債務性の有無を問わず計上しなければならないことは前にも述べたが、もし負債性引当金を計上しないときは、経営成績について間違った情報をあたえ、利益を過大に計上し、結果として粉飾決算となり、企業資金の社外流出を多くし、企業の健全な発展をそこなうことになり、企業経営にあたえる影響は大である。また負債性引当金の計上は財務的には資金留保の効果をもつものである。実務上、退職給与引当金の計上不足、賞与引当金の未計上などが多くの企業に見受けられるが、充分考慮しなければならない。経営分析上も負債性引当金の未計上は、費用を計上しないことになり、収益率は高くなり間違った分析結果となる。

企業会計原則は、すべての負債性引当金の計上を要求しており、よって修繕引当金、特別修繕引当金などの法律上の債務性のない負債性引当金も期間損益計算の見地から、その期間の収益の負担にかかる修繕費を見積り計上し、貸借対照表の流動負債の部または固定負債の部に計上しなければならないが、法律論からするかぎり債務性のない負債性引当金についてはその計上は任意であり、両者の取扱いが一致していなかった。しかし、改正商法は第32条第2項に「商業帳簿ノ作成ニ關スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スヘシ」と包括規定を新設した。ここに「公正な会計慣行」というのは、企業会計において現に行われている慣行を意味し、企業会計原則は「公正な会計慣行」を代表するものであり、負債性引当金の計上が公正なる慣行であるとすれば当然法律上も計上を強制していると理解することもできる。

＜注＞ 田中誠二教授・久保欣哉教授・新株式会社会計法 PP.132-133

#### IV 商法上の特定引当金

昭和37年4月に公布され、翌年4月から施行された商法の一部を改正する法律によって、はじめて商法に引当金に関する規定が設けられた。

商法第287条ノ2 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於テ明カニスルコトヲ要ス

② 前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス

この規定における「引当金」の解釈については広狭二義の解釈が対立し、実務上は、この規定を手がかりにして積立金の性格をもつ引当金が計上せられるという事実が累積し、監査実務上に多くの問題を残すこととなった。

木村教授は商法第287条ノ2の引当金に関し、次のように述べられる。『会計理論上正当に設けられた引当金が貸借対照表上その貸方に記載される場合について規定したものであると解してきたし、現在でもその解釈が正しいと思っている。ところが、この解釈は、最近改正された法務省令「株式会社の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書に関する規定」「企業会計原則」およびその「注解」ならびに大蔵省令「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」を見ると、この解釈によっていないことがますます明らかになってきたように思われる。つまり、これらの諸規則は、上に引用した商法規定は、かならずしも、会計理論上正当に設けられるべき引当金について規定したのではなく、本来「引当金」に該当しない処理を、不当にも「引当金」の名称の下に行うばかりの規定であるとしているものと解されるのである。』<sup>(注)1</sup>

当時は、一般に「商法上の引当金とは、企業会計上の負債性引当金から、債務たる性質を有するものを除いたものと解することになる。」<sup>(注)2</sup>と解されて

いた。

このような狭義説によれば、例えば退職給与引当金、納税引当金などのよう  
に負債たる引当金（条件付債務。金額不確定債務）は、当然貸借対照表に掲記  
しなければならないので問題はないが、例えば修繕引当金、特別修繕引当金など  
法律上の債務性をもたない会計上の引当金は商法上貸借対照表に計上できな  
いことになるので、第287条ノ2の規定を設けてその計上を可能にしたと解  
することができる。

このような狭義説に対峙して、広義説は将来の特定の支出又は損失に備えて  
計上するものであるが、これをもし負債性引当金に限定するとするならば必ず  
計上しなければならないと法定すべきである。しかし、計上したときはその目的  
を明らかにするように規定しており、任意性をもつものであるから負債性引  
当金以外の引当金を含むものと解釈することが可能である。と解し、よって実  
務上は、引当金設定の目的たる支出または損失の生ずる原因および損失をこう  
むる資産の対象などがある程度特定しておればよいと広く解釈し、また当時の  
法務省立法担当官による本条解釈についての広義説と、これを支持、採用する  
経団連の指導などにより、例えば、為替変動準備金、研究開発引当金、設備合  
理化引当金などの多様の利益留保性引当金を設ける結果となり、利益かくしの  
計算に利用されることになった。

＜注1＞木村重義教授・会計 第107巻 第1号 PP.27-28

＜注2＞田中誠二教授・久保欣哉教授・新株式会社会計法 P.137

(注) 立法当時発表された「新商法適用下の企業の経理方針」（経団連中  
間報告）によると、この第287条ノ2の引当金については、①将来の特定の  
支出または損失に備えるものであること、②特定の支出または損失の発生の蓋  
然性が高いこと、③目的が明らかであることの3要件に該当するものを計上で  
きると規定している。

昭和49年の商法改正にさいし、国会審議の段階で第287条ノ2の引当金

設定の意義が再確認され、恣意的な拡大解釈すなわち引当金の乱用について厳しい批判があり、会計上の利益操作を規制する機能がかけているなどが論義されたが、結果本条自身は何等修正がなされなかつたが、「計算書類規則」では特定引当金の表示について、次のような改正が行われた。

それは負債の3区分のうち、引当金の部を特定引当金の部と改め（計算書類規則25条）、「特定引当金」なる呼称が採用され、商法第287条ノ2の引当金は、原則として特定引当金の部に記載されることを明らかにした（同規則33条1項）。また旧規則の第33条が賞与引当金、退職給与引当金などの条件付債務は、流動負債の部または固定負債の部に記載することを原則としながら、引当金の部に記載することもできるとしていた規定を全面的に削除し、条件付債務は流動負債の部または固定負債の部に記載しなければならないこととされた。したがって条件付債務は特定引当金の部にはまったく記載されないととなった（同規則33条）。この結果、利益留保の性質をもつ引当金の計上を容認しようとするものではなく、修繕引当金、特別修繕引当金など法的債務性を有しない負債性引当金の計上を容認し、あわせて租税特別措置法上の準備金などの記載場所を提供したものであると思える。

計算書類規則第33条第2項は財務諸表規則との調整をはかり、特定引当金は、その性質に応じて他の部（流動負債の部または固定負債の部）に記載することが適当な場合には、その引当金が商法第287条ノ2の引当金であることを注記して、当該他の部に掲記することができるとした。このことは、たとえば修繕引当金、特別修繕引当金などのような法的債務性を有しない会計上の引当金を流動負債の部および固定負債の部に計上できることとし、修繕引当金繰入額は製造費用に計上し、修繕引当金は特定引当金の部に計上するがごときの不合理を調整したものと思える。すなわち、法的債務性がないため特定引当金とするほかなかった会計上の引当金について法的結論をだしたものである。

また計算書類規則第45条第1項6号は「商法第287条ノ2に規定する引当金を計上するときは、当該引当金によって備えるべき特定の支出又は損失が

生ずると認められる理由及び当期に計上する額の算定の方法」を附属明細書に記載するように規定し、引当金の設定理由などを明記することができる妥当な引当金のみを計上するよう規制している。

しかし、商法第287条ノ2に規定する引当金が、①条件付債務でない負債性引当金のみをいう見解、②条件付債務でない負債性引当金と利益留保性引当金をいうという見解、③利益留保性引当金のみをいうという見解などがあり、また実務上も多様の特定引当金を設定している実情から、商法監査における特定引当金の取扱いを慎重に行うために、日本公認会計士協会は「商法監査に係る監査上の取扱い」（昭和50年3月25日調49第66号）に関する通牒を発表した。それは以下の要件を満たすかぎり、これを商法第287条ノ2の引当金として認めるとするものである。

- (1) 将来において特定の支出または損失が、確実に起こることが予想されること。
- (2) 当該支出または損失の原因となる事実が、当期または当期前に既に存在していること。
- (3) 当該支出または損失の金額を合理的に見積ることができること。

そして、これらの要件を適用するにあたって留意すべき点として、次の5つをあげている。

- ①特定とは、支出または損失の対象が実質的内容を有し、客観的かつ具体的なものでなければならない。
- ②確実とは、発生が不可避的なものであって、主観的判断により容易に変更し、または、取りやめることのできないものでなければならない。したがって、当初から目的外取崩しのあることが予想されるものは除かれる。
- ③明らかに翌期以降の収益に負担させることが合理的であると認められるものは、特定引当金として計上することはできない。
- ④支出は、資産の取得、資本の払戻しまたは単なる負債の返済に該当するものであってはならない。

⑤将来の支出または損失に関連して収益の発生が、見込まれる場合には、これを控除して引当額を見積らなければならない。

協会通牒によれば、商法第287条ノ2の引当金（商法上の特定引当金）の要件は、確実性、原因事実の存在性、金額見積の合理性を充足するものとしていて、企業会計原則注解18の負債性引当金の要件と酷似しているが、次の点で相違があると思える。

①負債性引当金は当期の収益に対応する費用に対して引当てるが、特定引当金は特定の損失に対して引当てる。

②負債性引当金は当期に帰属する費用として引当てられたものであるが、特定引当金は原因事実が当期以前に存在するものを含む。

なお、負債性引当金はその計上を強制されるが、特定引当金の計上は任意とされる。また通牒留意事項として、目的外取崩しの予想されるものは要件を充足しないとして、無制限に利益留保に利用されることをさけている。

## V 会計上の特定引当金

（企業会計原則注解14） 負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは、当該引当金の繰入額又は取崩額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、税引前当期利益を表示する。

なお、負債性引当金以外の引当金の残高については、貸借対照表の負債の部に特定引当金の部を設けて記載する。

会計上の引当金は負債性引当金に限るとしている関係上、利益留保の性格をもつものは利益積立金とすべきである。しかし、上記注解は、本来費用性の認められない負債性引当金以外の引当金は認められないものであることを暗示的に示しながら、「法令によってその計上が認められる」場合にという条件付で、その貸借対照表能力を認め、負債の部に特定引当金としてこれを記載することができるとした。

商法上の特定引当金を負債性引当金で法的債務性のないものと、法令で認められる負債性引当金以外の引当金と限定するならば、会計上の特定引当金は商法上の特定引当金よりやゝ範囲がせまいことになる。なぜなら法的債務性のない負債性引当金は企業会計原則注解18の負債性引当金に含められるからである。

会計上の特定引当金は期間損益計算の見地からは引当金と認めがたいものであり、会計の論理と矛盾する。したがって、企業会計原則ないし財務諸表規則は負債の部には純然たる負債性引当金しか掲記させたくないのが本心であろうと思われる。しかし、商法および計算書類規則の処理方法に調整させるためにそれらについては本来掲記すべき純然たる負債性引当金とは区別して別の区分で表示させることとしたのであると思われる。また特定引当金の繰入額は、いかなる意味においても費用性をもたないものであり、企業会計原則修正案では未処分損益計算区分とされていた。しかし、未処分損益計算区分は企業の恣意性の介入する心配があり、また無制限に拡大される傾向もあり、その後の商法改正に伴う国会の審議で激しい批判がなされた。その結果をうけて修正企業会計原則では、特定引当金の繰入額および取崩額を税引前当期純利益の次に特別の科目を設けて記載し、当期利益を表示することとした。それは会計の論理からは「税引前当期純利益」が括主義利益であるとして、注解によって例外的に認めた特定引当金は複雑な会計的性格をもつものであり、特別損益と区別する表示区分を示し、その結果を「税引前当期利益」として表現することとしたと思われる。

ついで「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められるときは……」と規定しているが、ここで「法令」によって計上される引当金とは何を指すか、商法第287条ノ2の引当金を指すという見解もあるが、商法上の特定引当金の解釈がわかっていて、会計上の特定引当金の概念と同義であるとの保証はなく、むしろ商法以外の特別法を意味していると理解される。「例えば売買損失準備金および証券取引責任準備金を積立てることを証券取引

法が証券業者に強制し(第56条、第57条ノ2)、また電気事業法によって電気事業を行う者は渇水準備金を積立することが強制されている(第38条)。このようなものはもとより会計上の引当金ではない。しかしそれを理由に積立を行わないことは法律違反となる。そのような法律がある以上、そのようなものを引当金とする処理を認めなければならなくなる。」<sup>(注)</sup>

特別法には税法は含まれないと解釈されているが、租税特別措置法の価格変動準備金などの諸準備金およびこれに準ずる特別償却引当金や圧縮記帳引当金などは、政策的な立場から税負担の軽減をはかろうとするものであり、会計上の引当金とは異質のものであって貸借対照表負債の部に区分されることは会計の論理と矛盾する。会計的には引当金と任意積立金との中間的性格をもつものである。またこれらが商法第287条ノ2の引当金に該当するかどうかにも疑問の多いところであるが、監査証明省令取扱通達による監査上の取扱いは一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されているものとして意見を記載できることになっている。

＜注＞ 飯野利夫教授・新企業会計原則訳解 P.298

## Ⅶ む　す　び

企業会計原則の修正作業の当初は、会計上の特定引当金は商法第287条ノ2の引当金(商法上の特定引当金)を予定したものであったと思える。しかし、商法上の特定引当金が広義に解釈され、研究開発引当金、設備合理化引当金、事故引当金、値引当金、販売対策引当金、価格調整準備金などが実務上は許上されてきた。そこで企業会計原則は「負債性引当金以外の引当金を計上することが法令によって認められているときは……」と法令にもとづく場合にという条件付でその貸借対照表能力を認め、商法上の特定引当金の概念に対してはつきりした態度をとったが、いずれの「法令」が利益留保の性質をもつ「負債性引当金以外の引当金」の計上を認めているのかが問題である。「法令」を

商法と解釈するか、または商法以外の特別法と解釈するかによって、会計上の特定引当金の範囲は異なってくる。しかし、商法上の特定引当金については立法の趣旨からすれば法的債務性を有しない負債性引当金を指しているが、法的債務性を有しない修繕引当金、特別修繕引当金などは負債性の引当金であり、会計上の特定引当金には該当しない。したがって「法令」を商法を指すとの見解をとるならば立法趣旨とは異なり利益留保の性質をもつ引当金を含むとする広義説をとることになる。しかし、「法令」を商法以外の特別法と解釈すれば、それにもとづいて掲記される会計上の特定引当金は、引当金と積立金との混合的性格をもつものである。また企業会計原則が「負債性引当金以外の引当金」の相手科目を損益計算上に「税引前当期純利益」の加減項目として表示するよう定めている。このことは貸借対照表負債の部に引当金などという名前で掲記されても実際は利益留保の性質をもつ項目と解釈することができるが、これらの利益留保の性質を含む引当金を負債の部に記載させることは、配当可能利益を減少し企業財政の充実をはかる保守的志向となる。このような混合的性質を有する特定引当金について明確な基準を示し、不当な引当金を排除しなければならない。

黒沢教授はこのことに関し、次のように述べられている。「会計原則上妥当なものとして認められる特定引当金は、当期の発生費用として確實に認識することは困難であるが、現時点ではかならずしも明確ではないが、企業の危険予防上必要であることが確実に予測され、負債性引当金に準ずる引当金としてその計上が合理的に認められるものに限られなければならない。」<sup>(注)</sup>

<注> 黒澤清教授・企業会計 1974年9月臨時増刊号 PP.11-12